

古事記祝詞



日本古典文學大系

日本古典文學大系 1

古事記祝詞

倉野憲司
武田祐吉
校注

岩波書店刊行

古事記 祝詞

日本古典文学大系 1

昭和 33 年 6 月 5 日 第 1 刷 発行 ©

定価 650 円



校 注 者

倉 野 憲 司
武 田 祐 吉

発 行 者

東京 都千代田区 神田一ツ橋 2ノ3
岩 波 雄 二 郎

印 刷 者

東京 都新宿区 市谷加賀町 1ノ12
長 久 保 慶 一

発 行 所

東京 都千代田区 神田一ツ橋 2ノ3 株式 会社

岩 波 書 店

落丁本・乱丁本はお取替いたします

日本古典文学大系
別 卷 総 索 引
引 換 券

(古事記 祝詞)



66-14

全66巻御購入の方に限り有効。完結次第この引換券を切りとり、御購入書店へお渡し下さい。総索引を贈呈。

岩 波 書 店

目次

古事記

解 説

..... 九

凡 例

..... 三四

本 文

..... 四一

補 注

..... 三四四

祝詞

解 説

..... 三六七

凡 例

..... 三六三

本 文

..... 三六五

古
事
記

倉
野
憲
司
校
注

凡 解
例 說

7	禊祓と神々の化生	九
8	三貴子の分治	七
9	須佐之男命の涕泣	三
天照大神と須佐之男命		
1	須佐之男命の昇天	五
2	天の安の河の誓約	七
3	須佐之男命の勝さび	九
4	天の石屋戸	一
5	五穀の起原	五
6	須佐之男命の大蛇退治	五
大国主神		
1	稻羽の素鬼	九
2	八十神の迫害	五
3	根国訪問	五
4	沼河比売求婚	一〇

- 5 須勢理毘売の嫉妬 一五
- 6 大国主の神裔 一七
- 7 少名毘古那神と国作り 一〇九
- 8 大年神の神裔 一〇九

葦原中国の平定

- 1 天菩比神 二二
- 2 天若日子 二三
- 3 建御雷神 二九
- 4 事代主神の服従 二三
- 5 建御名方神の服従 二三
- 6 大国主神の国譲り 二三

邇邇芸命

- 1 天孫の誕生 二五
- 2 猿田毘古神 二七
- 3 天孫降臨 二七
- 4 媛女の君 二九
- 5 木花之佐久夜毘売 三三

火遠理命

- 1 海幸彦と山幸彦 三五
- 2 海神の宮訪問 三七
- 3 火照命の服従 三九
- 4 鵜葺草葺不合命 四〇

中 卷

神武天皇

- 1 東征 一四
- 2 皇后選定 一六
- 3 当芸志美美命の反逆 一五

綏靖天皇

安寧天皇

懿德天皇

孝昭天皇

孝安天皇

孝靈天皇

孝元天皇

開化天皇

崇神天皇

- 1 后妃皇子子女 一七

- 2 神々の祭祀 一七

- 3 三輪山伝説 一八

- 4 建波邇安王の反逆 一八

- 5 初国知らしし天皇 一八

垂仁天皇

- 1 后妃皇子子女 一八

2	沙本毘古王の反逆	一八
3	本牟智和氣王	一九
4	四野比売	二〇
5	多遲摩毛理	二〇
	景行天皇	
1	后妃皇子女	二〇
2	大碓命	二〇
3	小碓命の西征	二〇
4	小碓命の東伐	二一
5	倭建命の薨去	二九
6	倭建命の子孫	三五
	成務天皇	
	仲哀天皇	
1	后妃皇子女	三七
2	神功皇后の新羅征討	三九
3	忍熊王の反逆	三三
4	氣比の大神と酒樂の歌	三五
	応神天皇	
1	后妃皇子女	三六
2	大山守命と大雀命	二四
3	矢河枝比売	二四
4	髪長比売	二五
5	国主の歌・百濟の朝貢	二四

6	大山守命の反逆	二五
7	天之日矛	二五
8	秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫	二五
9	天皇の御子孫	二六
	下 卷	
	仁德天皇	
1	后妃皇子女・聖帝	二五
2	皇后の嫉妬・黒日壳	二六
3	八田若郎女	二七
4	女鳥王と速総別王の反逆	二七
5	雁の卵の祥瑞	二八
6	枯野という船	二八
	履中天皇	
1	后妃皇子女	二八
2	墨江中王の反逆	二八
3	水齒別命と曾婆詞理	二八
	反正天皇	
	允恭天皇	
1	后妃皇子女	二九
2	天皇の即位と氏姓の正定	二九
3	輕太子と衣通王	二九
	安康天皇	

注

三四四

解 説

一 書 名

古事記という書名は、文字通り古くから伝えられた事を記したものであるという意味で名づけられたもので、古事は故事とほぼ同じ意味である。もちろん日本書紀や旧事紀等に対する固有名であるが、「古事記」という語は、古くは必ずしも一書に固定した名称ではなかったようである。というのは、仙覚の万葉集註釈卷一に引用されている土佐国風土記の中に、「多氏古事記」なるものの文が引かれており、また琴歌譜には、いわゆる古事記と共に「一古事記」なるものの文が引かれていること、更にまた、令集解の職員令の中には、「古事記云」として「旧事紀」の文が引かれているからである。多氏古事記にしても、一古事記にしても、その文辞も内容も、いわゆる古事記とは異なっていて、明らかにそれぞれ独立した古記であることが知られるが、多氏古事記は多(オオノ)氏に関する古事を記したものであり、一古事記は古事を記した或書物(一は或と同じ)の意と思われる。以上の事から推考すると、古事記という語は普通名詞として用いられていたようである。

ところで古事記は今日一般にコジキと音読されているが、そう読む根拠があつてのことではない。ただそう読む習慣にいつの間になつたまでである。古事記という書名の読み方を問題にした最初の人は本居宣長である。宣長は、撰者

は音読させる積りであつたかも知れないが、フルコトブミと訓んだがよからうと述べたが、その後の学者の多くは、この宣長の説を祖述している。ただ田中頼庸だけは、「本記は古より音読なりけむ。或はフルコトブミと唱ふる説あれど、旧事紀も亦同轍に帰するより外なければ従ひがたし。」といつて、音読を主張し、今日は一般にコジキと読むことが習慣的に通用している。

このように音読説にしても、訓読説にしても、根拠らしい根拠はなく、何れが是かは決定しがたいが、令集解に、旧事紀を古事記と書いていることは、この問題解決の一つの手がかりになるように思われる。即ち、旧事紀が古事記と書かれたのは、当時旧事紀がフルコトブミと呼ばれていたからであつて、古事記の三字はそのフルコトブミの語を表わすために用いられたものと思われる。もしこの推測に誤りがないならば、少なくとも平安時代には、古事記の三字はフルコトブミと読まれていたことが知られる。そうしてこれから推すと、多氏古事記はオオノウジノフルコトブミ、一古事記はアルフルコトブミ、更にいわゆる古事記もフルコトブミと読まれていたのではあるまいか。それにしても古事記撰録当初の読み方は依然として不明である。従つて今日としては、一般の慣用に従つてコジキと音読して然るべきであろう。

二 成 立

古事記がどのようにして成立したかは、その序によつて知ることができる。即ち壬申の乱を経て即位された天武天皇は、「諸氏に属する家々に持つてゐる帝紀と本辞は、正実に違い虚偽を加えてゐるものが甚だ多いと私は聞いているが、今その誤りを改めないと、幾年も経たないうちに、その旨趣は減びるであらう。帝紀と本辞は邦家の経緯(国家行政の

根本組織）であり、王化の鴻基（天皇徳化の基本）であるから、それらを討究し撰録し、偽りを削り実を定めて後の世に伝えようと思う。」と仰せられたと記されているが、これはやがて古事記となつて実を結ぶものの種子が蒔かれたことを伝えている。

一体、天武天皇はなぜ帝紀（帝皇日繼）と本辭（先代旧辭）の削偽定実の必要性を痛感されて、その仕事に取り掛られたのであろうか。それは天皇が氏姓の尊卑に基づく社会秩序の確立を庶幾されたからである。天皇は大化改新の政治の健全な發展を図ることを施政の根本方針とされたのであるが、この目的を達成するために、改新の制度の長所はこれを助長し、短所はこれを修正されたのである。そうしてその修正の中で最も注目すべきは、氏姓の尊卑を重んじて、これを新政に融合せしめようとされた事であらう。氏姓の尊卑は大化の新制のために無視された重要な社会事象であつたが、天皇はこれを尊重し、整理し、これに新しい組織を与えて社会秩序を確立し、諸氏族をして各々その所を得しめようとされたのである。ところで諸氏の家系や家格の尊卑を知るには、家々の過去の歴史を顧みるより他に途はなく、家々の過去の歴史を証明するものは、帝紀や旧辭の類以外にはなかつたのである。そこで氏々家々においては、自氏自家を少しでも有利にしようとして、帝紀や旧辭に潤色や虚偽を加えたのであるが、氏姓の尊卑が問題にされ出すと、自家を優位に導くために、虚偽歪曲を加える傾向が一層著しくなつたのである。天武天皇はこの過誤を正して社会秩序を回復し、邦家の経緯と王化の鴻基を確立しようとしたのである。

記序はつづいていう、「時に天皇の側近に奉仕している舍人に稗田阿礼という者があつた。年は二十八の盛りで、生まれつき聡明であつて、どんな文でも一見ただけで直ちに口に誦むことができ、またどんなことでも一度聞いただけで心に忘れることがなかつた。そこで天皇はこの阿礼に御自身直接にお命じになつて、帝皇日繼（帝紀）と先代旧辭（本

辭)を誦み習わせられた。けれども天皇の御代がかわって、帝紀と旧辭の討究・撰録のことは行われなかった。」と。天武天皇が崩御されたのは朱鳥元年(六八六)九月であり、二年後の持統天皇の二年十一月に太葬が行われたのであるが、その際各方面から誄(シノビゴト)を奉ったことが書紀に見える。その中に、

戊午。……諸臣各_レ拳_ニ己先祖等所_レ仕狀_ニ遥進誄焉。

乙丑。直広肆当麻真人智徳、奉_レ誄_ニ皇祖等之騰極次第。

とあるのは注意すべき記事である。前者は諸家の旧辭に関するものであり、後者は帝皇日継に関するものであって、このような誄が奉られたことと、以上述べたことを考え合せると、意義深いものが感じられる。

さて天武天皇の帝紀と旧辭の討究・撰録の事業は、稗田阿礼の誦習で止み、天皇はその目的を貫徹されずに崩御されたが、持統・文武の兩朝を経て元明朝に入ると、元明天皇によって再び取り上げられたのである。記序はこの間の消息を、「元明天皇は、旧辭と帝紀の誤り違っていることを惜しまれ、これを正そうとのお考えから、和銅四年(七一)の九月十八日に、太朝臣安万侶に対して、稗田阿礼が誦むところの、天武天皇勅命の帝皇日継と先代旧辭を撰録して献上せよと仰せられた。」と伝えている。元明天皇は天智天皇の皇女で、天武天皇は御叔父で且つ御舅に当られる。今その系譜上の位置を示すと、



となるが、こうした血族的親近関係から、天武天皇の遺業を継承されたものと思われる。それとともに元明天皇は「無_レ改_二先軌_一、守而不_レ違」(天平八年十一月の葛城王等の上表)という御本性であり、この事は天皇の施政において跡づけることができる。言うまでもなく大化改新の精神は、皇威を盛んにして中央集権の実を挙げ、民生を安定させて国力を豊かにすることにあったが、この精神が国家統治の根本法典として最初に成文化されたのは、天智天皇の「近江令」である。そうしてこれを修正し、新たに「律」を加えて施行されたのが、天武天皇の「浄御原律令」であり、更にこれを修正として編纂施行されたのが文武天皇の「大宝律令」である。大化改新の諸制はここにおいて確立し、形式内容共に完成の域に達したといえる。かくて先軌を守られた元明天皇が、大宝律令の遵守とその精神の徹底を図られたことは当然である。天皇が帝紀・旧辞の誤りを惜しみ悲しまれて、これを正そうとされたのも、つまりは帝紀・旧辞が邦家の経緯であり、王化の鴻基であると考えられたからであつたと思われるのである。

さて元明天皇の勅命を受けた太安万侶は、阿礼の誦むところに随つて、漢字の音借と訓借とを適当に塩梅して古言古意を失わないようにと苦心しつつこれを再文字化すると共に、辞理の通りにくい語には注を施しなどして、帝皇日継と先代旧辞とを統一併合し、これを三巻に筆録して献上したのが、和銅五年(七二二)の正月二十八日のことであつた。古事記はこうして八世紀の初頭に成立したわが国最古の典籍である。

三 偽書説

古事記の成立事情がわかる唯一の資料はその序であるが、この序を後人の偽作とした人がある。その一人は賀茂真淵であり、他の一人は中沢見明氏である。真淵は明和五年三月十三日付けの宣長宛書翰の中で、この序は和銅以後に安万

侶ならぬ別人によって追って書かれたものであらうと推測し、（これに対して宜長は記伝卷二で、「序は安万侶の作るにあらず、後人のしわざなりといふ人もあれど、其は中々にくはしからぬひがころえなり。すべてのさまをよく考えるに、後に他人の偽り書る物にはあらず。決く安万侶朝臣の作るなり。」と駁している。）中沢氏は、「古事記の序文を精察批判して見ると平安朝初期に仮託された文らしい。」「古事記論」と言われた。

しかし古事記の偽書説は、ひとり序文にのみとどまらず、その本文にまで及んでいる。中沢氏は、詳細な考証の結果、古事記は平安朝の初期、天長・承和の頃に、日枝・松尾の社家に関係ある人が偽作して、和銅の勅撰であるかの如く装ったものであると、その著「古事記論」を挙げて主張された。また沼田順義はその著「綴長戸風」の端書で、筏麩氏はその著「上代日本文学論集」の中の「古事記・歌経標式偽書論と万葉集」において、それぞれの立場から古事記の偽書説を提唱している。しかしながらこれらの偽書説には、明らかに誤りと認められる点や、根拠が薄弱な点が多く、承服することのできないものであることは、拙著「古事記論攷」所収の「古事記偽書論を駁す」において詳論した通りであつて、古事記は、その序も本文も、和銅に正撰されたものと見て誤りはないといえるのである。

四 素 材

古事記の撰録に際して、その直接の資料となつたものが、稗田阿礼が誦習した帝皇日継と先代旧辞であつたことは、前述の通りであるが、記序にはこの帝皇日継に対して「帝紀」「先紀」、先代旧辞に対して「本辞」「旧辞」の語が見えていて、この二類のものがそれぞれ同類のものであるか、異なるものであるかは、学者によって説を異にしている。異なるものとする説について見ると、帝紀は中国の歴史の本紀または帝紀に相当するもので、歴代天皇の事迹を記したも